

日本大学法学部機関誌審査要領

令和3年11月18日 機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿された原稿の審査について定める。編集委員会による審査は、機関誌の学術的な水準を維持するとともに、編集の公正を確保するために、本要領に基づいて実施されるものとする。

2. 投稿原稿の審査原則

- (1) 編集委員会は、『日本法学』『政経研究』および『桜文論叢』に投稿されたすべての原稿について査読に付し、掲載の可否を審査する。審査は可能な限り迅速に行われなければならない。
- (2) 審査においては、編集委員会が委嘱した査読者による評価・意見を尊重する。ただし、原稿の採否についての責任は、すべて編集委員会が負う。
- (3) 編集委員長および編集委員は、審査に関して守秘義務を負う。

3. 査読者の選任と義務

- (1) 編集委員長は、副委員長と協議の上、投稿原稿にふさわしい査読者を1名以上選任する。なお編集委員長は、審査過程において必要な場合、査読者を追加することができる。
- (2) 査読者は日本大学法学部専任教員から選任するが、必要に応じて学部外の研究者を選任することができる。なお、原則として査読料は支払わない。
- (3) 再投稿の場合には、原則として初回投稿時の査読者を再任する。
- (4) 特別号への投稿については、特別号編集係と協議して査読者を選任する。
- (5) 査読者は、査読に関して守秘義務を負う。投稿者と査読者との間、および査読者間においては、相互の匿名性を厳守しなければならない。
- (6) 査読は、投稿原稿の明らかな誤りや研究倫理上の問題を排除し、学術的著作としての質をより高いものにするを目的とする。査読者は、投稿論文について、本学機関誌に掲載するにふさわしい水準を有しているかを基準に評価を行い、採否および原稿種別の判定を編集委員会に対して提案する。また所見として、原稿の意義や問題点を具体的に指摘し、改善についての建設的な提言を行う。

4. 審査の手続き

- (1) 編集委員長は、提出された投稿原稿について、執筆要領からの逸脱がないかどうかを点検し、問題がない場合には査読者を選任して、査読に付す。
- (2) 査読者は査読を行い、投稿原稿について、原稿種別と採否の判定、判定に至った理由、および修正要求や改善意見を査読結果報告書に記載し、所定の期日までに編集委員会に提出する。なお、査読結果報告書に

ついて、提出が著しく遅延した場合、もしくは内容に不備がある場合には、編集委員長は査読者を変更することができる。

- (3) 編集委員会は、査読結果報告書を審査し、投稿原稿の採否を決定する。編集委員長は、投稿者および査読者に対して速やかに審査結果を通知する。
- (4) 審査結果が条件付き掲載可となった投稿の修正原稿については、修正の確認を編集委員長・副委員長が行うが、必要に応じて、査読者に確認を求めることができる。
- (5) 編集委員長は、掲載決定原稿について、執筆者の求めに応じ、掲載決定証明書を発行する。

5. 採否の判定区分

採否の判定は以下の判定区分に従う。

- A 掲載可:このままでの掲載を可とする(若干の字句・表現の訂正を要するものも含む)。
- B 条件付き掲載可:入稿期日までに可能な程度の修正を条件として、掲載を可とする。修正の確認は編集委員長・副委員長が行うが、必要に応じて、査読者に確認を求めることができる。
- C 書き直し再投稿:大幅な修正が必要なため、当該号の掲載を見送り、次号以降での書き直し再投稿を求める。なお、再投稿時には再査読を必要とする。
- D 返却:掲載を不可とする。

6. 原稿種別の判断

原稿種別の判断は、原則として以下のような理解に基づく。

- (1) 論説:未発表のオリジナルな論文であって、当該研究分野の発展に対して貢献が認められるもの。
- (2) 研究ノート:未発表のオリジナルな論稿であって、研究途上の成果をまとめたもの、あるいは研究動向の整理と研究課題の提示を内容とするもの。
- (3) 判例研究(『日本法学』のみ):対象となる判決・決定によって示された法規範を当該事件の具体的事実関係と対応させつつ判決・決定全体から抽出し、それを研究したもので、学術的価値の認められるもの。
- (4) 特別講演:本学が招聘した研究者による講演録で、学術的価値の認められるもの。
- (5) 翻訳:外国語による著作物の翻訳で、学術的価値の認められるもの。
- (6) 資料:新発見ないし未公開資料の紹介と翻刻・抄録、聞き書き、量的調査の集計データ等、研究の資料となるもので、学術的価値の認められるもの。
- (7) 書評:学術的著作に関する論評で、研究史上の意義や問題点、課題等が論じられているもの。
- (8) 雑報:以上のいずれにも該当しないが、掲載の必要が認められるもの。

7. 掲載の取り下げ

編集委員会は、執筆者からの申し出があった場合、もしくは内容上の欠陥や研究倫理上の問題が新たに判明した場合、編集委員会における審議を経て、原稿の採用決定を撤回し、掲載を取り下げることができる。取り下げの事実、当該機関誌の最新号で公告するとともに、速やかにその他の必要な措置をとる。

以上